令和元年度

環 境 活 動 レ ポ ー ト

対象期間 ： 平成31年4月～令和2年3月

発行日：令和2年7月22日

一般社団法人　兵庫県水質保全センター

1　環境経営方針

≪理念≫

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、環境活動を事業運営の重要取組事項の一つと位置付け、環境への負荷の低減や生活環境問題に積極的に取り組み、低炭素社会、水環境の保全及び持続的な循環型社会の構築に貢献します。

≪方針≫

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、兵庫県全域の浄化槽の法定検査、環境計量証明、河川・ため池の水質調査、環境教育等の事業活動を通じ、次の項目に取り組みます。

1 エコアクション21環境経営システムを構築、運営し、環境目標と環境活動計画を設定し、実行に移し、結果については評価と活動内容の見直しを行うことによる継続的改善に取り組みます。

2 浄化槽法、計量法等の環境関連法令及び条例を遵守します。

3 省資源･省エネルギーに努め、CO_2排出量の削減、廃棄物の適正処理・減量及び節水に取り組みます。

4 環境への負荷の低減を適切に実行するため、当センター内部では、全職員にエコアクション21について必要な環境教育を実施します。また、外部へは、兵庫県内の中学校を対象として、未来を担う子供たちに水環境保全の重要性を体感してもらう環境教育を積極的に実施します。

5 水環境保全に寄与することを目的としている浄化槽の指定検査機関として、社会的責務と使命を自覚し、地域社会へ浄化槽及びエコアクション21の普及啓発に努めます。

6 化学物質の適正な管理と適正使用に努めます。

7 グリーン調達に努めます。

この環境方針は、全職員に周知徹底します。

制定日　：　平成 19年 7月11日
改定日　：　平成 25年 4月　1日
改定日　：　平成 26年 4月　1日
改定日　：　平成 31年 4月　1日
改定日　：　令和　2年 3月　4日

一般社団法人　兵庫県水質保全センター

会　長　　九坪　登志彦

2　組織の概要と認証・登録の対象範囲

1 目　的

当法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに浄化槽に関する技術の向上、知識の普及を通じ、浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的としています。

2 名　称　　一般社団法人　兵庫県水質保全センター

会　長　　九坪　登志彦

所在地　　〒650-0047　　神戸市中央区港島南町３丁目３番８　　電 話 078-306-6020

◆ 環境管理責任者 ： 常務理事兼事務局長　清水　伸一郎

◆ 事務局担当者　 ： 事務局次長兼業務部長　池畠　義幸

建物の概要　土地　1000.11㎡　　建物　1Ｆ　600.93㎡

2Ｆ　604.27㎡

設立許可　昭和49年5月29日

（令和元年6月1日現在）

会 員　○　正会員

製造業者　11社

工事業者　128社

保守点検業者　146社

清掃業者　92社　注記）兼業含む

○　特別会員　12名　（行政等）

役 員　○　理事　24名　（正会員理事12名　特別会員理事12名）

○　監事　3名

職 員　○　正職員　25名

○　再雇用職員　2名

○　契約職員　10名

有資格者　○　環境計量士　所要１名、在籍1名

○　浄化槽検査員　所要１名、在籍22名

○　浄化槽管理士　在籍28名

○　浄化槽設備士　在籍 3名

○　浄化槽技術管理者　在籍15名

公用車台数　○　軽自動車　25台　ライトバン　１台

3 センターの歩み

昭和49年	5月	社団法人兵庫県浄化槽センターとして発足
〃	9月	事務所を　神戸市生田区下山手通5丁目21-2南協和ビルに移転
昭和54年	6月	水質検査所を　明石市相生町11-9大枝ビルに開設
昭和55年	2月	厚生大臣指定検査機関となる
昭和57年	6月	社団法人兵庫県水質保全センターに名称を変更
昭和58年	1月	事務所、水質検査所を統合し、神戸市兵庫区入江通3丁目1-15に移転
昭和59年	1月	創立10周年記念式典を開催
昭和61年	3月	浄化槽法第57条第1項の規定により、同法第7条及び第11条に規定する水質に関する指定検査機関（兵庫県知事認可）となる
昭和61年	11月	事務所を　神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号に移転
平成元年	4月	小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施
平成 2 年	11月	浄化槽法第11条検査の補完検査を実施
平成 6 年	11月	創立20周年記念式典を開催
平成 7 年	1月	阪神淡路大震災により事務所が倒壊したため、姫路市田寺4丁目5-12に仮事務所として移転
平成12年	11月	事務所を　神戸市中央区港島南町3丁目3番8に新築、移転
平成13年	4月	浄化槽法一部改正により、みなし浄化槽の新設禁止
平成13年	10月	浄化槽法第11条検査の水質検査項目にBODを導入
平成15年	4月	浄化槽法第11条検査に「指定検査員補制度<兵庫方式>」導入（補完検査制度は廃止）
平成16年	11月	創立30周年記念式典を開催
平成18年	2月	浄化槽法の一部を改正する法律の施行(同法目的に「公共用水域の水質保全」が明示)
平成20年	1月	センター構造改革特別委員会答申(公共用水域等の水質保全及び浄化槽業界の更なる発展と飛躍を目指して)
平成20年	3月	エコアクション21認証・登録　対象事業所：所在地のみ(関連事業所なし)
平成21年	5月	第36回通常総会において理事定数の削減
平成22年	7月	公益法人制度改革特別委員会の設置
平成23年	9月	一般社団法人　兵庫県知事認可
平成23年	10月	一般社団法人兵庫県水質保全センター設立登記
平成23年	12月	兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理

4　事業概要(認証・登録範囲)　(関連事業所なし)

① 浄化槽の製造、設計、保守点検及び清掃の適正化に関する事業
浄化槽の製造・工事・保守点検及び清掃を適正に行うため、会員の技術の向上、知識の普及を目的とした各種講習会の開催、広報誌、会員名簿の発行等の事業を通じて知識の普及啓発を図り、水環境の保全に努めています。

② 浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査に関する事業
兵庫県水質保全センターは兵庫県知事から指定を受けて、浄化槽の法定検査を行う、兵庫県内唯一の機関で、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査を行っています。

③ 浄化槽に係る水質検査に関する事業
環境計量証明事業所として、迅速かつ正確な環境測定を行うとともに、浄化槽法に基づく法定検査機関として、計量証明行為だけでなくその計量結果から、浄化槽の運転状況の把握に努めると共に、県・市・町や関係業者、及び県民からの水質関連のお問い合わせに対して、技術的サポートを行っています。

④ 浄化槽に関する調査研究及びその受託事業
合併処理浄化槽の設置を推進すると共に、既設の単独処理浄化槽の合併化に向けた調査研究、浄化槽の維持管理費用と公共下水道の使用料との住民負担の格差の是正を図る公共関与制度の確立、その他の新規事業の検討等を行っています。また、関係機関からの受託事業として、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の河川に及ぼす水質汚染の比較調査、法定検査の受検率向上を目指した計画等の作成を行っています。

⑤ 浄化槽に関する各種講習会、研修会等の開催
兵庫県並びに政令市の条例に基づき、「保守点検業務に関する講習会」を隔年開催し、浄化槽管理士の技術、技能、知識の向上に努めています。

⑥ 環境教育事業
未来を担う子供たちの「環境マナー」を育成することを基本目的とする環境教育事業を平成18年度から行っています。「生活排水」と「河川水質」をキーワード゛に掲げ、生活環境に身近な中小河川を舞台として、参加者全員で河川水質の調査を行い、水環境を考える活動を行っています。

5　令和元年度の事業実績について

浄化槽法定検査実施基数	53,409	基
環境計量証明実施件数	2,299	件
事業収入	348,003	千円

改訂日	令和２年３月31日
作成日	平成19年７月11日
作成者	池畠　義幸

3　ＥＡ２１実施体制

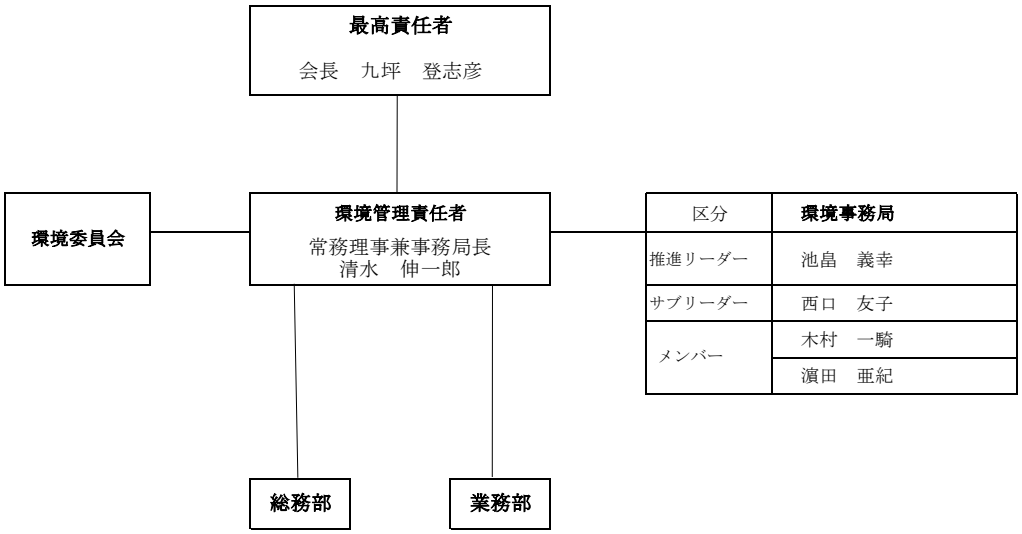

区分	環境事務局
推進リーダー	池畠　義幸
サブリーダー	西口　友子
メンバー	木村　一騎
	濵田　亜紀

≪役割分担表≫

職　名	役　割
最高責任者	① 環境方針を定め、誓約する。 ② エコアクション21の構築･運用に関する情報を収集し、環境方針･環境目標等の全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。 ③ エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する。
環境管理責任者	① エコアクション21に関する合理的･効果的運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する。 ② 最高責任者による見直しのための情報として、エコアクション21の構築･運用に関する情報を最高責任者へ提供する。
環境事務局	① 環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管する。 ② メンバーは担当する環境活動の管理を行い、月毎に結果をサブリーダーに報告する。 ③ サブリーダーは、結果報告の確認および推進リーダーを補佐する。 ④ 推進リーダーはエコアクション21の書類一式作成および記録類の管理、評価をする。
環境委員会	① 環境管理責任者･環境事務局で構成する。 ② 概ね3カ月に1回の頻度で推進リーダーが召集する。 ③ 環境目標の設定、環境活動計画の策定及び実施の進捗状況について協議する。 ④ 環境管理責任者が必要と認めた者は出席することができる。
担当課長	① 職員にエコアクション21の意識を高めることを喚起する。
職員	① エコアクション21に対し貢献するという意識を強く持つ。

4　環境経営目標

環境項目	「環境方針」との整合（項目）	令和元年度目標	令和2年度目標	令和3年度目標
CO_2総排出量 （kg-CO2/百万円）	CO_2排出量の削減	428 平成27～29年度 実績平均値	428 平成27～29年度 実績平均値	428 平成27～29年度 実績平均値
車両平均燃費 （km/L）	CO_2排出量の削減	16.8 平成27～29年度 実績平均値	16.8 平成27～29年度 実績平均値	16.8 平成27～29年度 実績平均値
一般廃棄物再資源化の推進 （ﾘｻｲｸﾙ率%）	廃棄物の適正処理減量	58 平成27～29年度 実績平均値	58 平成27～29年度 実績平均値	58 平成27～29年度 実績平均値
産業廃棄物管理	廃棄物の適正管理減量	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証の添付確認・許可証有効期限の確認	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証の添付確認・許可証有効期限の確認	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証の添付確認・許可証有効期限の確認
総排水量 （m^3/百万円）	節水	2.77 平成27～29年度 実績平均値	2.77 平成27～29年度 実績平均値	2.77 平成27～29年度 実績平均値
当事業所職員を対象とした環境教育実施件数 （件）	環境教育の実施	6か月毎(年2回)の実施	6か月毎(年2回)の実施	6か月毎(年2回)の実施
県内中学校を対象とした環境教育実施件数 （件）	環境教育の実施	年2回以上の実施	年2回以上の実施	年2回以上の実施
浄化槽に関する各種講習会等の実施件数　（件）	浄化槽の普及啓発	年2回の実施	年2回の実施	年2回の実施
グリーン調達率(%) （金額による%）	グリーン調達の実施 22年度から環境方針に追加	92% 平成27～29年度 実績平均値	92% 平成27～29年度 実績平均値	92% 平成27～29年度 実績平均値
広報誌による EA21普及啓発 広報誌発行件数　（件）	EA21普及啓発	年2回の発行	年2回の発行	年2回の発行
化学物質管理	化学物質の適正管理	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理

※CO_2総排出量の目標設定に係る係数について

平成30年度までは平成23年度関西電力実排出係数0.450(kg-CO_2/kWh)を用いたが、令和元年度以降は平成29年度関西電力調整後排出係数0.418(kg-CO_2/kWh)を用いています。

（H27～H29の実績についてもこの係数を用いて再計算し、令和元年度以降の目標を算出）

※産業廃棄物管理及び化学物質管理について

産業廃棄物の排出量については、受託した分析の際に発生する廃プラスチック類及び廃液等で、年間の受託量に応じて変動するため、具体的な数値目標は設定していない。

化学物質は公定法で定められた量を使用する必要があり、これを削減の対象とすることが出来ないため、適正管理に努めている。

5　環境活動計画

環境目標項目	環境活動計画
CO_2総排出量	ガソリン･都市ガス･購入電気の月消費量の管理
	5000㌔毎のｵｲﾙ交換と空気圧ﾁｪｯｸの徹底
	車両平均燃費の管理
	低燃費車両への切換え(随時)
	安全運転の励行とエコドライブの実施
	ガスを要する水質検査終了時の速やかな止栓の徹底
	ガスエアコンによる温度設定の管理（夏季冷房時28℃、冬季暖房時22℃） （別に温度管理が必要な水質検査室は除く）
	昼休み時間の事務所の消灯
	電気設備を使用する水質検査終了時の速やかな電源オフの徹底
	コピー終了時の節電ボタンONの徹底
	残業時間の縮減による照明・空調機器の運転時間縮減
一般廃棄物再資源化の推進	一般廃棄物排出量の管理（資源ゴミ・可燃ゴミ・不燃ゴミの数値管理）
	両面コピーと電子媒体によるペーパレス化の推進
	使用頻度の高いA4コピー用紙の再利用等による使用量削減
産業廃棄物管理	マニフェストによる適正処理の実施
総排水量	上水の月使用量の管理
	給水中にその場を離れる時の止水の徹底
	節水ステッカーによる節水啓発の実施
環境教育	当事業所の職員を対象に年2回実施
	県内中学校を対象に年2回実施
浄化槽に関する講習会等	浄化槽の設置推進や浄化槽の適正な維持管理の確保を図るため、浄化槽に対する正しい認識と維持管理の必要性の普及啓発を目的に「浄化槽フォーラム」等を開催
	浄化槽の保守点検業者が雇用する浄化槽管理士を対象に浄化槽の維持管理等の知識や技能の向上を図る講習会の実施
グリーン調達	事務用品を対象としたグリーン調達の実施
広報誌の発行	EA21普及啓発を目的に、環境活動状況を掲載した広報誌を年2回発行
化学物質使用量	化学物質使用量の管理

6　環境経営目標の実績と評価

項目	令和元年度 環境目標	令和元年度実績と評価 ○：達成 ×：未達成
CO_2総排出量 （kg-CO_2/百万円） ※購入電力の排出係数	428 平成27～29年度実績平均値	396 （= 137832kg-CO_2/348.003百万円） 目標達成率108% 評価： ○ ※平成29年度関西電力0.418を使用
車両平均燃費 （km/L）	16.8 平成27～29年度実績平均値	17.4 目標達成率 104% 評価： ○
一般廃棄物再資源化の推進 （ﾘｻｲｸﾙ率　%）	58 平成27～29年度実績平均値	57 目標達成率 98% 評価： ×
産業廃棄物管理	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証の添付確認・許可証有効期限の確認	適正管理 評価： ○
総排水量 （m^3/百万円）	2.77 平成27～29年度実績平均値	3.18 （= 1106㎥/348.003百万円） 目標達成率87% 評価： ×
当事業所職員を対象とした 環境教育実施件数	6か月毎(年2回)の実施	1回 評価： ×
県内中学校を対象とした 環境教育実施件数	年2回以上の実施	2回 評価： ○
浄化槽に関する各種講習会等 の件数	年2回実施	4回 評価： ○
グリーン調達率(金額による%)	92% 平成27～29年度実績平均値	97 目標達成率105% 評価： ○
広報誌の発行件数	年2回発行	2回発行 評価： ○
化学物質の適正管理	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理	適正管理 評価： ○

7　環境活動計画の取組結果とその評価、及び次年度の取組内容

【環境活動計画の取組結果とその評価】
令和元年度は、より一層環境活動への取り組みを強化するための試みとして、平成27～29年度の3年間の実績平均値を環境経営目標に設定し、これまで以上に高い目標値の達成に向けて全社的に取り組んだ。

1　CO_2総排出量

令和元年度においては、CO_2排出源の「購入電力」「総ガソリン量」「都市ガス」のうち「都市ガス」の消費量は前年度実績を上回ったが、「購入電力」と「総ガソリン量」が取り組み以来最も低い消費量であったことから、CO_2総排出量が取り組み以来最も低い値となり、目標達成率は108%であった。（図-1）（図-2）（図-3）

従前より、業務効率化等による時間外勤務の縮減に取り組んでおり、これに伴う照明・空調機器の稼働時間の減少効果が出ているものと思われる。また、事務所の照明を必要に応じてこまめに消灯することで無駄な点灯を抑える等日々の取り組みが定着しているものと考えられる。

車両関係では、検査員の直行直帰の徹底等により車両走行距離が取り組み以来最も低い値となり、車両平均燃費の目標値を達成した。ドライブレコーダーを活用しエコドライブ等を徹底しており、その効果が出ているものと思われるが、数値が前年度実績を下回っており、今後ともさらなる燃費向上に努める必要がある。（図-4）（図-5）

次年度はガス空調機器の更新による効果も見込まれ、引き続き更なる業務効率化の実現とともに、エコドライブの実施と交通安全の徹底に努める。

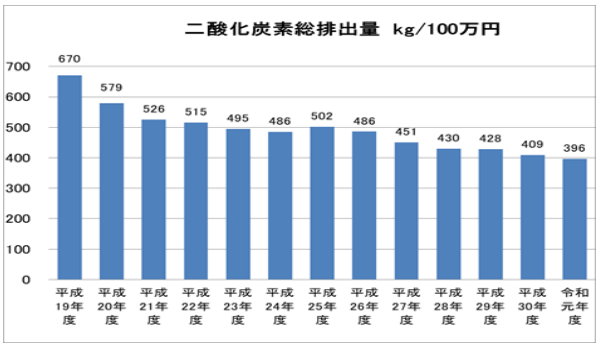

図－1

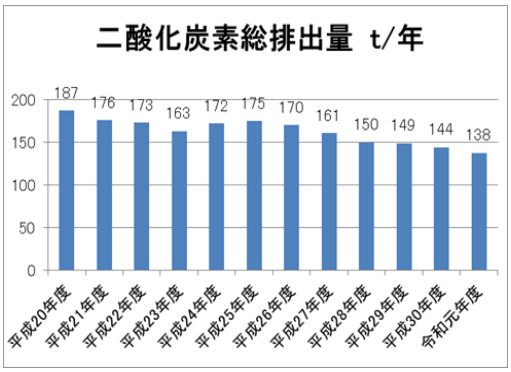

図－2

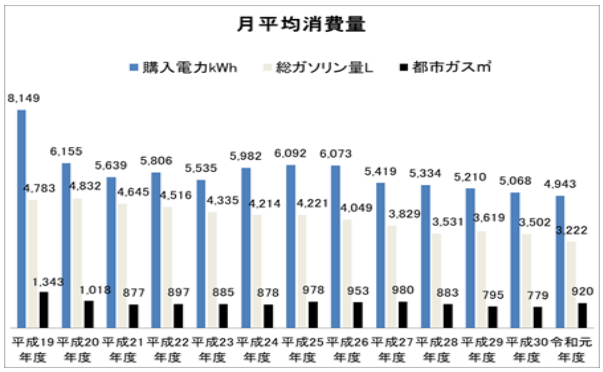

図－3

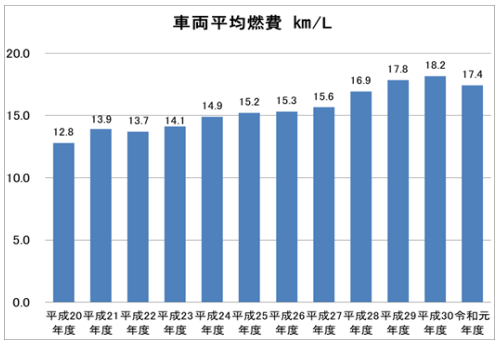

図－4

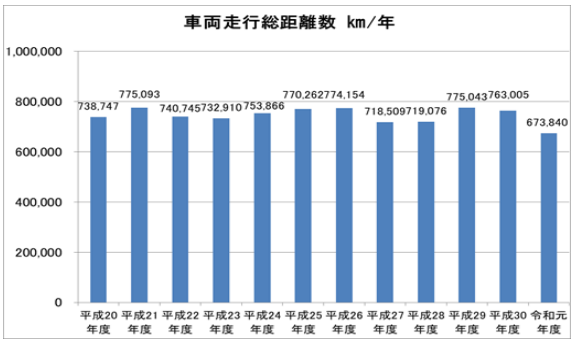

図－5

2　廃棄物等総排出量

これまで一般廃棄物の分別管理、裏紙使用等によるA4コピー用紙の使用量削減等の取り組みを継続している。令和元年度は、事業所内の不燃ごみや金属ごみ等を整理し、大量の産業廃棄物の排出を行ったため総排出量が増加したが、全体としてはおおむね良好に推移しているものと考えている。（図-6）（図-7）（図-8）（図-9）（図-10）

一般廃棄物リサイクル率については、紙ごみなど、リサイクルできるものについては可燃ごみにせず資源ごみに出すなど、分別の徹底を行うとともに、ペーパーレス化及び裏紙使用等によるコピー用紙の使用量削減に努めているところであるが、令和元年度は目標58%に対し57%の実績であった。今後も資源ごみの内訳を精査して分別の徹底に取り組み、リサイクル率向上に努める。（図-11）

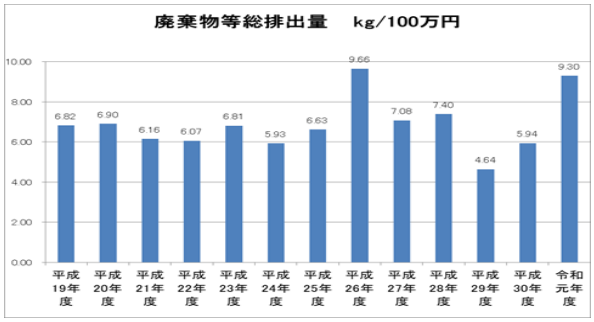

図－6

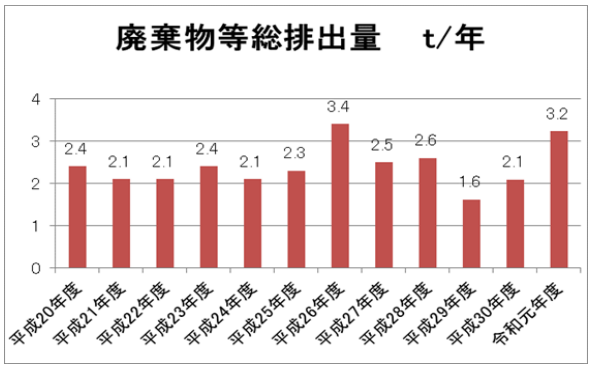

図－7

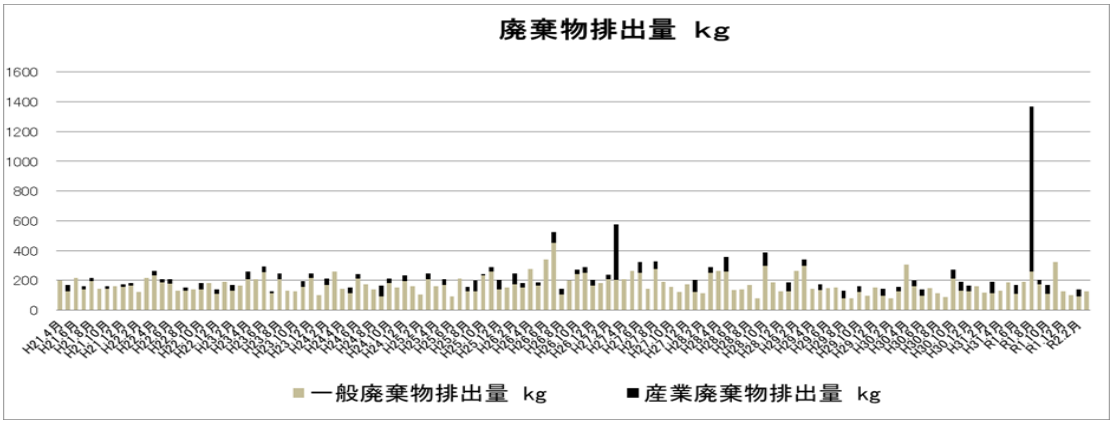

図－8

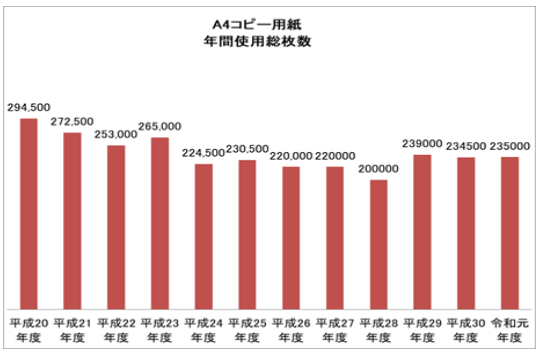

図－9

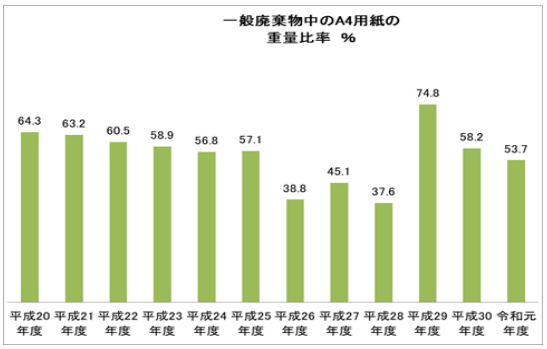

図－10

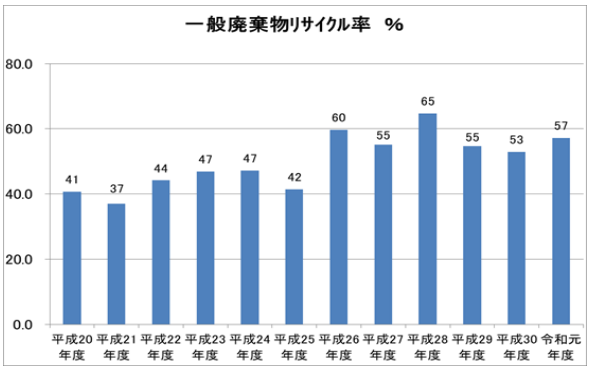

図－11

水質意識を促す啓発ステッカー

3　総排水量

総排水量は、分析室に導入された自動洗浄機の効果により、平成26年度に大幅な減少となって以降順調に推移していたが、令和元年度は2.77の目標に対して実績3.18となり、達成率は87%であった。原因としては、水質分析室の水道蛇口及びトイレタンク内の部品の劣化等による水漏れ、不注意による器具洗浄後の止水忘れ等が考えられる。必要な修理等を実施し。あわせて器具洗浄マニュアルの徹底等の対策を講じるなど、引き続き節水に努める。（図-12）（図-13）

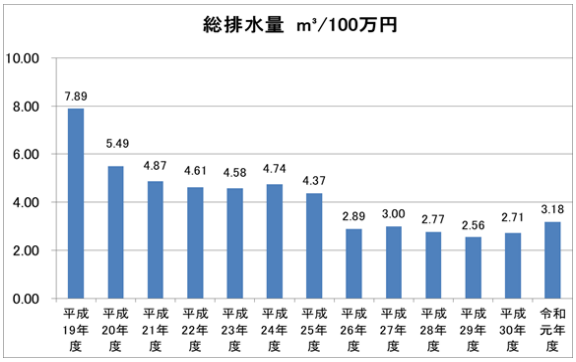

図－12

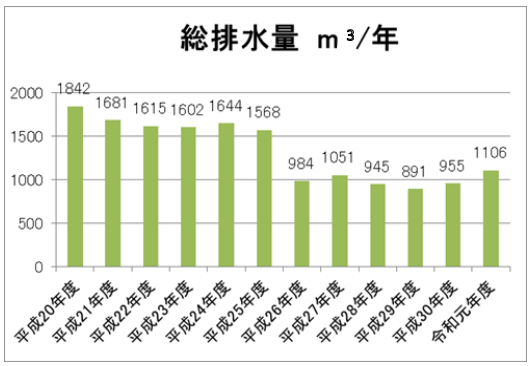

図－13

4　グリーン調達

平成22年度から開始したグリーン調達の取り組みについては高水準で推移しており、令和元年度は目標92%に対して実績97%となり、達成率は105%であった。（図-14）

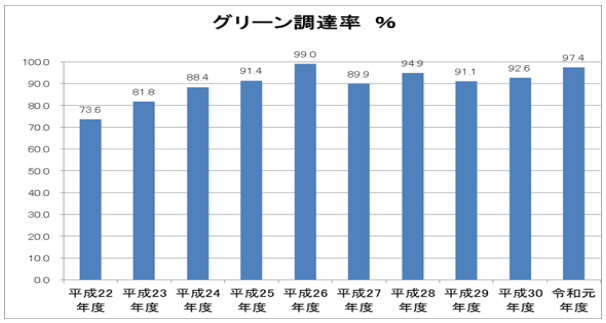

図－14

5　環境教育

（1）　当事業所の職員を対象とした環境教育は、年2回の実施を基本としているが、令和元年度は1回の開催に終わった。
なお、環境教育では、環境活動レポートを中心にEA21の理解と協力を得る機会となるよう努めている。

	実施日	
平成19年度	11月22日	1月17日
平成20年度	6月6日	12月26日
平成21年度	6月26日	12月18日
平成22年度	7月9日	12月17日
平成23年度	7月8日	12月28日
平成24年度	7月13日	12月14日
平成25年度	7月12日	1月6日
平成26年度	7月11日	1月5日
平成27年度	7月10日	1月4日
平成28年度	7月8日	1月4日
平成29年度	7月14日	1月12日
平成30年度	7月13日	1月11日
令和元年度	11月15日	

職員対象の環境教育

（2）　兵庫県内の中学校を対象とした環境教育は、環境マナーのこころを育てることを基本テーマとして平成18年度から取り組んでおり、平成19年度からは原則として夏休み期間中に実施している。

具体的な内容としては、子供たちと河川の水質について現地調査を行い、水質と流量について関心を持ってもらうことにより、水の循環や流域に存在している浄化槽の存在価値について理解を深めることができる機会となっている。

	実施日		対象中学校等	参加人数
1回目	平成18年	11月5日	洲本市立青雲中学校	18
2回目	平成19年	8月7日	加古川市立両荘中学校	21
3回目	平成20年	8月6日	高砂市立鹿島中学校	21
4回目	平成21年	7月28日	市川町立鶴居中学校	21
5回目	平成21年	8月6日	南あわじ市立三原中学校	21
6回目	平成22年	8月3日	加古川市立両荘中学校	25
7回目	平成22年	8月10日	丹波市立青垣中学校	22
8回目	平成23年	8月2日	姫路市立安富中学校	21
9回目	平成23年	8月8日	洲本市立青雲中学校	18
10回目	平成24年	8月9日	三田市立藍中学校	17
11回目	平成25年	8月6日	加古川市立両荘中学校	16
12回目	平成25年	8月12日	洲本市立青雲中学校	15
13回目	平成26年	8月5日	加古川市立両荘中学校	25
14回目	平成26年	8月22日	洲本市立青雲中学校	26
15回目	平成27年	8月3日	加古川市立両荘中学校 加古川市立山手中学校	20
16回目	平成27年	8月4日	神戸市北区淡河本町活動組織	13
17回目	平成27年	8月7日	洲本市立青雲中学校	23
18回目	平成28年	8月2日	加古川市立両荘中学校 加古川市立山手中学校	27
19回目	平成28年	8月9日	洲本市立青雲中学校	24
20回目	平成29年	8月1日	神戸市北区淡河本町活動組織	4
21回目	平成29年	8月2日	加古川市立山手中学校	16
22回目	平成29年	8月9日	洲本市立青雲中学校	21
23回目	平成30年	7月31日	加古川市立両荘中学校	10
24回目	平成30年	8月7日	洲本市立青雲中学校	16
25回目	令和元年	8月5日	洲本市立青雲中学校	27
26回目	令和元年	8月6日	加古川市立両荘中学校	6

オリエンテーション

水生生物観察

流速測定

パックテスト

6　浄化槽に関する講習会等

浄化槽の普及啓発を目的として毎年実施している各種講習会に加えて、令和元年度は環境省の省エネ型浄化槽システム導入推進事業に係る補助金の説明会を開催した。

なお、当センターでは兵庫県内の補助金申請書の審査業務を受託しており、浄化槽を長く安心して使用できるよう制度の利用を周知した。

令和元年度の開催実績

5月10日	省エネ型浄化槽システム導入推進事業説明会
5月28日	省エネ型浄化槽システム導入推進事業説明会
7月11日	検査員補指定講習会
2月21日	新規登録設備士特別講習会

検査員補指定講習会

7　環境委員会

環境委員会は、環境活動の推進基軸として概ね3か月毎に実施している。

	実施日	
1回目	平成19年	7月3日
2回目	平成19年	8月3日
3回目	平成19年	11月19日
4回目	平成20年	2月29日
5回目	平成20年	5月29日
6回目	平成20年	8月29日
7回目	平成20年	11月27日
8回目	平成21年	2月26日
9回目	平成21年	5月21日
10回目	平成21年	8月28日
11回目	平成21年	11月30日
12回目	平成22年	3月12日
13回目	平成22年	6月11日
14回目	平成22年	9月15日
15回目	平成22年	11月29日
16回目	平成23年	3月24日
17回目	平成23年	6月15日
18回目	平成23年	9月7日
19回目	平成23年	12月15日
20回目	平成24年	3月28日
21回目	平成24年	6月28日
22回目	平成24年	9月7日
23回目	平成24年	11月29日
24回目	平成25年	8月1日
25回目	平成25年	12月19日
26回目	平成26年	2月19日
27回目	平成26年	5月15日
28回目	平成26年	8月20日
29回目	平成26年	11月27日
30回目	平成27年	2月26日
31回目	平成27年	5月28日
32回目	平成27年	8月20日
33回目	平成27年	11月30日
34回目	平成28年	2月29日
35回目	平成28年	5月26日
36回目	平成28年	9月28日
37回目	平成28年	11月30日
38回目	平成29年	3月3日
39回目	平成29年	7月7日
40回目	平成29年	9月29日
41回目	平成29年	12月26日
42回目	平成30年	2月23日
43回目	平成30年	7月20日
44回目	平成30年	12月20日
45回目	令和元年	7月22日
46回目	令和元年	7月26日
47回目	令和元年	10月29日
48回目	令和2年	3月3日

環境委員会

【次年度の取組】

項目	主な取り組み
二酸化炭素排出量	CO_2総排出量の年間累計及び月毎の管理
	車両平均燃費の年間累計及び月毎の管理
一般廃棄物	A4用紙使用量の年間累計及び月毎の管理
	可燃、不燃、資源ゴミの仕分け管理
産業廃棄物	マニフェスト等による適正管理
総排水量	上水使用量の年間累計及び月毎の管理
職員の環境教育	全体集会を年2回実施
中学生への環境教育	県内の中学生を対象に年2回実施
浄化槽に関する講習会等	年2回の実施
グリーン調達	主に事務用品を対象としたグリーン調達の実施
EA21の普及啓発	年に2回発行する広報誌にEA21の取組状況を掲載

8　環境関連法規制の遵守状況

令和元年度の当事業所に適用となる環境関連法規の遵守状況については令和2年5月29日に確認しました。

No.	当事業所に適用となる環境関連法規と遵守すべき要求事項	遵守状況
1	浄化槽法 目的（第1条） 法定検査（第7条、11条） 指定検査機関の指定（第57条） 保守点検業者の登録制度（第48条）	遵法
2	計量法 計量証明事業の登録（第107条） 事業規程の提出義務（第110条） 計量証明書の交付（第110条の2） 指定の基準（第92条） 変更の届出等（第62条） 指定の申請（第59条） 計量証明検査の受検（第116条） 立入検査（第148条）	遵法
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 事業者の責務（第3条） 一般廃棄物の運搬、処分等の委託基準（第6条の2、第12条） 産業廃棄物管理票（第12条の3） 管理票写しの保存期間と管理票交付者の報告書（第12条の3）	遵法
4	下水道法 特定施設（第12条の2） 届出（第12条の3） 氏名変更等の届出（第12条の7） 水質の測定義務等（第12条の12） 排水設備等の検査（第13条） 報告の徴収（第39条の2）	遵法
5	毒物及び劇物取締法 毒物又は劇物の取扱い（第11条） 表示（第12条）	遵法
6	環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律 民間団体等の責務（第4条） 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）	遵法
7	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（第16条） 経済産業省・環境省告示第13号	遵法
8	使用済自動車の再資源化等に関する法律 自動車の所有者の責務（第5条） 使用済自動車の引渡義務（第8条） 再資源化預託金等の預託義務（第73条）	遵法
9	特定家庭用機器再商品化法 事業者及び消費者の責務（第3条）	遵法
10	パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項（第1条）	遵法
11	資源の有効利用の促進に関する法律 事業者の責務（第4条）	遵法

環境関連法規制等への逸脱はありませんでした。また外部からの環境上の苦情、要請はありません。
関係当局からの指摘や訴訟は、過去3年間ありません。

9　代表者による全体の評価と見直しの結果

評価実施日	令和2年7月1日
評価の対象期間	平成31年4月から令和元年3月末
代表者(会長)の総合コメント	環境活動が全社的に定着し、CO_2総排出量削減の成果が出ていることを評価したいと思います。 今年度はこれまでより高い環境経営目標を設定したことで達成できなかった項目があったことから、次年度は各目標を達成しさらなるCO_2総排出量削減を期待します。 また、エコドライブをはじめ、こまめな消灯や節水等への意識が日常生活でも発揮されるよう、今後とも取り組みを継続してください。

次回環境活動レポート作成時期は、令和3年7月です。